

2013 年 1 月 18 日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

新日本婦人の会中央本部
会長 笠井 貴美代

生活保護基準引き下げの報告書に強く抗議します

本日開かれた生活保護基準部会で、生活保護基準引き下げの厚労省案にそった報告がまとめられたことに、新日本婦人の会は満身の怒りをもって抗議します。厚生労働省が提示した報告書案は、生活保護基準引き下げの結論が先にありきで、とりわけ、子育て世代の生活保護基準の引き下げなど、許すことができません。

新日本婦人の会は、基準部会で生活保護利用者の意見なども聞き、十分な審議をおこない、女性や子どもの貧困と格差をこれ以上拡大する生活保護基準の引き下げなども盛り込んだ報告を拙速にまとめることがないよう、強く要望し、全国からも要請 FAX を集中してきました。

生活保護基準は、最低賃金、老齢基礎年金、住民税課税基準、国民健康保険税・料と医療費減免、介護保険料減額、高校授業料の減免、住民税や固定資産税減免など、生活全般に多大な影響を及ぼします。生活保護基準の引き下げが行なわれれば、就学援助の適用除外、保育料の増額など、生活が困窮する子育て世帯が急増し、「貧困の連鎖」が強まります。

さらに、日本の生活保護の捕捉率はヨーロッパ諸国に比べても際立って低く、いまでさえ生活保護を受給できる人でも受けられていないという実態があります。憲法 25 条の生存権を保障し、生活保護法第 1 条の“最低限度の生活保障と自立の助長”を国の責任でおこなうことを遵守し、貧困・格差をこれ以上拡大しないために、健康で文化的な生活を保障する生活保護基準として抜本的に引き上げるよう強く要望します。